

- 電気自動車等(EV)・マルチメディア機器・家庭用電気機器等を簡便に充電する手段であるワイヤレス電力伝送システム(WPT)について、近年、実用化や国際標準化に向けた取組が活発化。
- CISPRにおいては、WPTから発せられる漏えい電波が既存の無線設備に妨害を与えることのないよう、B小委員会（EV用WPT）、F小委員会（家庭用電気機器用の誘導式給電機器（IPT））及びI小委員会（マルチメディア用WPT）において、それぞれ検討が行われている。
- 我が国は、検討のために設立されたアドホックグループにおいてリーダーを務めるなど、審議を主導。

I小委員会：情報技術装置・マルチメディア機器及び受信機の妨害波に関する規格を策定

1) 審議状況

- これまで我が国は、WPTを使用したマルチメディア機器（MME）からの妨害波の測定結果を提出するなど、審議を主導。平成28年の杭州会議ではこれまでの審議結果を踏まえ、我が国からコメント用審議文書（DC）案を提案し、多くの国の支持を得て、平成29年2月にDC文書が発行された。
- 具体的には、無線保護の観点からは、機器の違いに関わらず、「許容される妨害波は同水準であるべき」との考えに基づき、既存のCISPR規格の許容値を適用することを提案している。
- DC文書の審議結果に基づき平成29年8月にCD文書が回付され、各国コメントを審議した平成30年3月のMT7中間会合で、30 MHz以下の許容値をH小委員会とのJWGを設置して検討し、その結果を踏まえて2nd CDを発行することになった。

2) 対処方針

H小委員会とI小委員会のJWGの早急な設立を働きかけ、同JWGにメンバを登録して標準化を積極的に推進する。¹

【主なトピック】各小委員会における審議状況と対処方針（I小委員会）

I小委員会：情報技術装置・マルチメディア機器及び受信機の妨害波に関する規格を策定

放射妨害波測定における測定対象機器の電源ケーブルの終端条件設定

1) 背景と課題

マルチメディア機器の電磁両立性(EMC)適合性試験の一つである放射妨害波の測定において、異なる試験場で測定した場合でも同じ測定結果を得るためには、測定対象機器の電源ケーブルの終端条件を規定する必要がある。

2) 課題の解決方法

我が国が主導し4大陸9か国16試験場の協力を得て、異なる電源ケーブル終端装置を用いた場合に、放射妨害波の測定結果がどのように変化するか比較測定を実施した。この結果、電源ケーブル終端装置をVHF-LISN*とした場合に、最も適切な測定結果が得られたことから、我が国は、VHF-LISNを終端条件とすることを提案し規格化を推進している。

* VHF-LISN(電源線インピーダンス整合回路網)：測定対象機器に供給する交流電源のインピーダンスを安定化することにより、使用交流電源の違いによる測定値の偏差を少なくすることが可能。

具体的には、以下の内容について規格化し問題解決を目指す。

- マルチメディア機器 (CISPR 32)の放射妨害波の測定条件として提案
- 測定法に関する基本規格 (CISPR 16-1-4(測定用アンテナ・測定場)及びCISPR 16-2-3(放射妨害波測定)に終端装置及び測定配置の条件として提案

ウラジオストク会議及びA/I-JAHG中間会議における審議状況

- 本件は測定法の基本規格に関わるため、ウラジオストク会議ではA小委員会とI小委員会のジョイントアドホックグループ (A/I-JAHG) が設立され、わが国メンバーが副議長を担当して標準化を主導することになった。
- 平成30年2月のA/I-JAHG中間会合では、わが国が主導して準備したCDに対する各国コメントが審議され、副議長が提案した規格案に英国提案のデバイスを追加するCDを、再度わが国が準備することになった。

3) 対処方針

CISPR 32, CISPR 16-1-4(測定用アンテナ・測定場), CISPR 16-2-3(放射妨害波測定)の改定版が発行されるまでの審議・作業を、引き続き我が国が積極的に主導していく。

